2　市町村の選挙管理委員会は、法第三十条第一項の規定により選挙人名簿を再調製する場合には、被登録資格を有する者をその選挙人名簿の調製の期日現在により調査しなければならない。

第二十二条第一項中「又は第二項」に改め、同条第二項中「第三十条」を「第三十条第一項」に、「において、その選挙人名簿が確定したときは」を「には」に改める。

第二十三条の十一を削る。

第二十三条の十一の二中「において準用する法第二十四条第一項」及び「において準用する同法第二十四条第一項」を削り、同条を第二十三条の十一とする。

第二十三条の十六第一項中「中「選挙人名簿（法）を「中「」に、「とあるのは「在外選挙人名簿（法）」を「とあるのは「」に改め、「「選挙人名簿に」とあるのは「在外選挙人名簿に」と、」を削り、」）又は申請の時（同項に規定する申請の時をいう。）における本籍」と、同条第二項中「選挙人名簿中」とあるのは「在外選挙人名簿中」と、「住所」とあるのは「最終住所（法第三十条の三第一項に規定する最終住所をいう。）又は申請の時（同項に規定する申請の時をいう。）」を「次項において同じ。）又は申請の時（同条第一項に規定する申請の時をいう。次項において同じ。）における本籍」と、同条第二項中「住所」とあるのは「最終住所又は申請の時」に改め、「「選挙人名簿の」とあるのは「在外選挙人名簿の」と、」及び「「選挙人名簿と」とあるのは「在外選挙人名簿と」と」を削り、「第三十条」を「第三十条第一項」に、「法第二十二条第一項又は第二項」を「又は第三項」に、「登録月（登録月の二日」を「の規定による選挙人名簿の登録が行われた日現在（同日」に改め、「には、当該登録月」、「の三日現在」及び「の任期間」を削る。

第二十三条の十七第二項中「二日」を「一日」に、「三日」を「二日」に改める。

第三十四条の二第一項中「同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した選挙人で従前の」を「法第九条第三項の規定により都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する者で従前住所を有していた現に選挙人名簿に登録されている」に改める。

第三十四条の二の次に次の一条を加える。

（引き続き都道府県の区域内に住所を有することの確認のための手続）

第三十四条の三　法第九条第三項の規定により都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する者で従前住所を有していた現に選挙人名簿に登録されている市町村において当該都道府県の議会の議員又は長の選挙の投票をしようとするものは、法第四十四条第三項の規定により引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認を受けようとする場合には、投票管理者に対して、当該確認の申請をしなければならない。

2　投票管理者は、前項の規定による申請があつた場合には、直ちに、当該申請をした者が従前住所を有していた現に選挙人名簿に登録されている市町村の選挙管理委員会に対して、その者が引き続き当該都道府県の区域内に住所を有するかどうかを照会しなければならない。

3　市町村の選挙管理委員会は、前項の規定による照会を受けた場合には、直ちに、第一項の規定による申請をした者に係る住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の十第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により地方公共団体情報システム機構（第五章において「機構」という。）から提供を受けた同法第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報（同章において「機構保存本人確認情報」という。）に基づき、投票管理者に対して、その者が引き続き当該都道府県の区域内に住所を有するかどうかを回答しなければならない。

第三十五条第一項中「同一都道府県の区域内の他の市町村の区域内に住所を移した選挙人で従前の」を「法第九条第三項の規定により都道府県の議会の議員及び長の選挙権を有する者で従前住所を有していた現に選挙人名簿に登録されている」に改め、「併せて」の下に「、その者について」を加え、「以下」を「第五章において」に、「について、その者が」を「を確認し、又は前条第三項の規定による市町村の選挙管理委員会の回答に基づき」に改める。

第五十条第五項中「第九条第四項」を「第九条第三項」に改め、「若しくは同条第六項の規定により当該選挙の選挙権を有するものとみなされた者」を「これらの」を「その」に、「提示しなければ」を「提示し、又は引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認を申請しなければ」に改める。

第五十三条第一項中「第九条第四項」を「第九条第三項」に改め、「又は同条第六項の規定により当該選挙の選挙権を有するものとみなされた者」を削り、「併せて」の下に「、その者について」を加え、「について、その者が」を「を確認し、又は住民基本台帳法第三十条の十第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により機構から提供を受けた機構保存本人確認情報に基づき」に改める。

第五十九条の四第三項中「第九条第四項」を「第九条第三項」に改め、「又は同条第六項の規定により当該選挙の選挙権を有するものとみなされた者」を削り、「提示しなければ」を「提示し、又は引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認を申請しなければ」に改め、同条第四項中「第九条第四項」を「第九条第三項」に改め、「又は同条第六項の規定により当該選挙の選挙権を有するものとみなされた者」を削り、「併せて」の下に「、その者について」を加え、「について、その者が」を「を確認し、又は住民基本台帳法第三十条の十第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により機構から提供を受けた機構保存本人確認情報に基づき」に改める。

第五十九条の五の四第三項中「第九条第四項」を「第九条第三項」に改め、「又は同条第六項の規定により当該選挙の選挙権を有するものとみなされた特定国外派遣隊員」を削り、「提示しなければ」を「提示し、又は引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認を受ける旨の申出をしなければ」に改め、同条第六項中「第二項の規定による」の下に「点字によつて投票をする旨の」を、「引続居住証明書類の提示」の下に「若しくは引き続き当該都道府県の区域内に住所を有することの確認を受ける旨の申出」を加え、「申立て又は当該引続居住証明書類若しくは」を「申立て、当該引続居住証明書類の提示若しくは当該申出又は当該」に、「又は当該引続居住証明書類若しくは」を「、当該引続居住証明書類を提示し、若しくは当該申出に係る確認を申請し、又は当該」に改め、同条第七項中「第九条第四項」を「第九条第三項」に改め、「又は同条第六項の規定により当該選挙の選挙権を有するものとみなされた者」を削り、「併せて」の下に「、その者について」を加え、「について、その者が」を「を確認し、又は住民基本台帳法第三十条の十第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により機構から提供を受けた機構保存本人確認情報に基づき」に改める。

第六十五条の二中「第二十二条、法第二十四条第二項又は法」を「第二十二条第一項若しくは第三項、第二十四条第二項又は」に改める。

第六十五条の十四中「第二十二条」を「第二十二条第一項若しくは第三項」に改める。

第百二十八条中「第二十二条第二項」を「第二十二条第三項」に改める。

第百三十九条中「第二十二条、第二十三条第一項」を「第二十二条第一項から第三項まで」に、「第十条」を「第十一条」に、「から第二十三条」を「から第二十二条の二」に改める。

第百四十一条の二第一項中「第二十二条から第二十六条まで」を「第二十二条第一項から第三項まで、第二十四条第一項及び第二項、第二十五条第一項及び第二項、第二十六条」に、「第三十条の五から第三十条の七まで」を「第三十条の五第一項及び第三項、第三十条の六、第三十条の八第一項」に、「並びに法」を「、法」に、「、第百七十五条、」を「及び第百七十五条、法第二十五条第四項又は第三十条の九第二項において準用する法第二百十九条第一項並びに法」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、公職選挙法及び最高裁判所裁判官国民審査法の一部を改正する法律の施行の日（平成二十九年六月一日）から施行する。

（適用区分）

第二条　この政令による改正後の公職選挙法施行令（以下この条において「新令」という。）第十四条の規定は、基準日（選挙人名簿に登録される資格（選挙人の年齢を除く。）の決定の基準となる日をいう。以下この項及び次項において同じ。）がこの政令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後である選挙人名簿の登録について適用し、基準日が施行日前である選挙人名簿の登録については、なお従前の例による。